

令和 8 年度予算編成方針

市

長

1 本市の財政状況

令和 6 年度一般会計決算は、歳入金額が前年度に比べ 42 億円の増となり、26 億円の実質収支を確保し、決算を締めることができた。また、地方財政健全化法における健全化判断比率等は、全ての項目で国が示す警戒ラインを下回っており、健全性は保たれている状況ではあるが、一方で給与改定等に伴う人件費の上昇等の要因により地方公共団体の財政構造の弾力性を表す経常収支比率については、94.3%と上昇しており、財政構造の硬直化が懸念される。

令和 7 年度の一般会計当初予算は、「未来の飛躍に向けた「変革」・「挑戦」と持続可能な財政運営の維持」を基本方針として、長野市の強みを活かした未来への投資に向けた「定着」・「変革」・「挑戦」を念頭に置き、その具体的な取組として、「健康・福祉」「地域・防災」「経済」「交通」の 4 つの柱を中心に掲げ、未来への投資を具現化する事業に予算を重点配分し、過去最大規模の 1,931 億 2 千万円を計上した。その後、路線バス廃止代替運行関連事業や災害復旧事業等の補正予算により、9 月補正後の予算額は 1,945 億 3,198 万 5 千円に至っている。

令和 8 年度の歳入は、市税においては、民間企業の賃上げを背景に給与所得の伸び等による増が見込まれ、令和 7 年度予算編成時を上回る見込みであるが、今後の経済情勢次第では不確実性が伴う。一方で、歳出においては、年々増加する社会保障関係経費、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備の本格化などの増加に加え、給与改定や会計年度任用職員の処遇改善による人件費の増加が見込まれる。さらに、物価高騰や人件費の上昇等については、建設工事費や委託料、補助金、指定管理料など多くの事業への影響が見込まれており、これまでと同様の事業を実施したとしても大幅な事業費の増加が避けられない状況となっている。これらにより、令和 8 年度予算については、これまで以上に大幅な財源不足が見込まれる状況である。

令和 6 年度一般会計決算に基づく今後 5 年間にわたる財政推計では、歳入のうち市税については、所得環境の改善等により年々増加傾向と見込むが、歳出は、社会保障関係経費の増加や給与改定等による人件費の大幅な増などの義務的経費の上昇のほか、オリンピック施設を含めた公共施設の長寿命化対策及び国民スポーツ大会等に向けた施設整備などの大型事業への投資、そしてそれに伴って生じる公債費の増が見込まれるなど、これまでにない非常に厳しい財政運営となることが予測される。

2 予算編成の基本的な考え方

(1) 市民が安心して暮らせる環境の充実・魅力あるまちづくりの推進と持続可能な財政運営

本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中、現下の長期化する物価高騰や人手不足の影響は、市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしており、社会経済情勢は先行きが見通せない状況である。

こうした中においても、本市が魅力を高め、未来に向けて「選ばれるまち」となるためには、こども・若者世代をはじめとした市民一人ひとりが地域で安心して生活できる環境を充実させるとともに、令和9年の善光寺御開帳を契機とした取り組みをはじめ、本市の強みを活かした戦略的な投資を引き続き積極的に行い、将来にわたりまちの活力を高めていくことが重要である。

一方で、本市の財政状況は、前述したように、人件費、社会保障関係経費等の義務的経費の増加、大規模施設の整備・長寿命化に加え、物価高騰や賃上げの影響が事業費全体を押し上げ、近年にない非常に厳しい状況が見込まれていることから、持続可能な財政基盤を維持し、その両立に向けた財政運営を進めていくことが必要である。

そこで、令和8年度予算は「市民が安心して暮らせる環境の充実・魅力あるまちづくりの推進と持続可能な財政運営」を編成の基本方針とする。具体的には、「こども若者・子育て」「地域・暮らし」「観光・まちづくり」を重点テーマとして取り組んでいく。

予算配分枠外扱いとなる「新規・拡大事業」については、これまでの議論を踏まえ今後決定することとするが、多額の経費が見込まれる、令和10年の国民スポーツ大会等に向けた施設関連整備、若穂スマートインターチェンジ整備等については、「必須重点事業」「予定拡大事業」として所要額の要求を認め、着実に事業を進めていく。

また、地域を支える中小事業者等の事業継続、市民の実質賃金の上昇等を確かなものとし、地域経済の好循環を実現するため、公共工事の発注や業務委託等に際しては、労務単価や資材価格の上昇の影響について、適正な価格転嫁を行い、事業費に反映する必要がある。

一方で、上記を踏まえると、既存事業について、これまでと同様に実施しても必然的に事業費が大きく増加し、明らかに一般財源が不足することから、例外なく全ての事業について徹底的な効果の検証、優先度を精査の上、廃止・縮減を含めた検討を行う必要がある。コスト意識を持ちながら歳入・歳出両面から検証を行い、デジタル技術の活用、広域化、業務の合理化、民間活力の導入など、行政のスリム化・効率化も進め、財政調整基金の繰入や資金手当のための市債発行に安易に頼ることのない「健全財政の維持」を前提とする。

こうした状況を踏まえ、令和8年度の予算編成においては、予算要求基準（シーリング）を設定し、予算配分枠内での要求を必須とするとともに、予算配分枠外扱いとなる「必須重点事業」「予定拡大事業」「新規・拡大事業（今後選定）」及び「公共施設長寿命化事業（今後選定）」については、あらかじめ選定した事業について、枠外要求を認めることを原則とするが、要求に当たっては、再度事業内容を十分精査すること。

さらには、将来を見据えたビジョンやありたい姿を描きながら、事業の必要性・緊

急性等を十分に吟味し、アイデアを生かした企画・立案による新たな財源を確保するとともに、職員一人ひとりが、最少の経費で最大の効果をあげることを常に念頭に置き、歳入の確保と創意工夫による歳出節減など、健全財政に努めること。

(2) 事業の見直しと財源の確保

令和８年度予算要求に当たっては、限られた経営資源（「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」）を最大限に活用し、事業の最適化に取り組むこと。なお、各部局においては、次に掲げる項目に特に留意し、来年度予算の編成に当たること。

《 歳出の抑制 》

- ア 限られた財源のもと市民サービスの維持・向上を図るため、前例踏襲や守りの姿勢に陥ることなく、例外なく全ての事業の費用対効果や将来を見据えた投資効果などを検証した上で、優先度を精査し、必要性・緊急性等の低い事業については確実に事業の廃止・縮減を行うこと。
- イ 令和７年度予算編成時の「令和８年度予算編成に向けた懸案事項」を踏まえ、事業を見直し、所要額を積算すること。
- ウ 人件費上昇の影響や本市の職員に占める会計年度任用職員の割合が全国的にみても高い水準であることを踏まえ、原則として、会計年度任用職員の増員を前提とした事業構築は行わないようにすること。
- エ 指定管理者制度を導入している公共施設のうち、利用料金や物販収入で経営する施設は、収益を上げられるよう指定管理者の運営の自由度を高めること。また、指定管理料により経営する施設は、人件費の上昇など管理運営コストの上昇の影響を適切に反映すること。一方で、事業内容を精査し、指定管理料の増額の抑制に努めること。
- オ 施設整備については、「長野市公共施設個別施設計画」を前提としつつ、将来的な施設ニーズやランニングコストなどの後年度負担も含め十分な検討を行い、新たな施設整備が必要になった場合には、用地取得や整備費用を抑制すること。
- カ インフラ施設については、安心・安全の確保を最優先に維持管理を進めること。
- キ 公共工事や業務委託等については、物価高騰等による実勢を踏まえた労務単価や資材価格を考慮し、適正な価格転嫁が図られるよう必要額を積算すること。一方で、内容の精査や発注方式の見直し等により必要以上に事業費が過大とならないよう柔軟な対応に努めること。

《 財源の確保 》

- ク 事業構築に当たり、寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税）等の財源が得られる可能性のある事業については、積極的に活用するなど財源確保に努めること。
- ケ 未利用の土地・建物の売却、貸付、有料広告や各部局所管の市有財産を可能な限り有効活用し、財源確保を行うこと。また、市有財産の貸付に当たっては、適正な対価を求め、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行うこと。
- コ 公共施設の利用においては、受益者負担の原則を基本とし、利用者負担を求める使用

料等については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」をベースに「施設使用料等の見直しに当たっての視点」を加えながら、また、手数料については、「当該サービスの提供コストに対する実費弁償の考え方」に基づき、適切な料金への見直しを行うこと。

なお、特に指定管理施設においては、利用料金を条例で定めていることから、料金改定によるコストの転嫁ができないことにより補填を求められる可能性があることに留意し、利用料金改正の要否や見直しの規模・時期について、指定管理者と十分に協議し、適切に対応すること。

- サ 国・県の補助事業の事業採択に当たっては、事業内容だけではなく、ランニングコストなどの後年度負担についても十分に見極め、安易に目先の利益優先に陥らないよう留意すること。財源措置が終了する場合には、原則として事業を見直すこととし、安易に一般財源による継続を前提とすることのないようにすること。

《 そ の 他 》

- シ 物価高騰対策事業等については、経済性や合理性などにも十分に配慮しつつ優先的に取り組むこと。特に、国の経済対策に対しては、積極的な情報収集と迅速な事業着手の体制を整えること。
- ス A I 等の先進技術やデジタル技術の活用により、業務プロセスの見直しやオンラインサービスの拡充など行政D Xを推進し、働き方改革や業務の効率化に積極的に取り組むことで、事務事業の質・量に見合った人員の再配置や削減等（会計年度任用職員の配置及び業務内容の見直しを含む）を進めるとともに、市民の利便性と質の高い行政サービスの向上を図ること。
- セ 過疎対策事業債は、令和8年度までの経過措置をもって発行できなくなるため、充当事業については、優先順位をつけ、計画性をもって最大限の活用を図ること。また、既存充当事業については、代替財源の確保や廃止も含め、今後の方向性をしっかり定めておくこと。
- ソ 事業の執行に当たり、地域や関係団体の協力を要する場合は、十分な事前調整を図り、関係部局とも連携を図ること。

(3) 国・県の予算への対応

並行して編成が進む国や県の来年度予算については、速く広く情報収集を行うとともに、地方創生関連の交付金などの財源を最大限に確保すること。

また、国・県の施策事業について、常に注意を払い、既存の市単事業についても活用を模索すること。

なお、活用し得る国や県の制度があるにもかかわらず、市費単独で実施を計画している事業は、認めないものとする。